

- (8) 記名のない入札
- (9) 入札書の記載事項が確認できない入札
- (10) 入札の金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札
- (11) 入札書に添付して提出することが求められる工事費等の内訳書を提出しない者又は不備のある工事費等の内訳書を提出した者のした入札
- (12) その他契約担当があらかじめ指示した事項に違反した入札

(落札者)

第 15 条 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者の当該入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないと認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、又はその者と契約を締結するが、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため、特に必要があると認めてあらかじめ最低制限価格を設けたときは、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

(再度入札)

第 16 条 開札をした場合において、落札者とすべき入札がないときは、直ちに又は日時を定めて、再度の入札を行うことができる。

- 2 次の各号のいずれかに該当する入札をした者は、再度入札に参加することができない。
 - (1) 第 14 条第 1 号から第 7 号までに該当する入札
 - (2) 前条第 2 項の規定により落札者とされなかった入札
 - (3) 前条第 3 項の規定による最低制限価格を下回った入札

(再度入札の入札保証金)

第 17 条 前条の規定により再度入札をする場合においては、初度の入札に対する入札保証金の納付（入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。）をもって再度入札における入札保証金の納付があったものとみなす。

(くじによる落札者の決定)

第 18 条 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

- 2 前項の場合において、当該入札者のうちくじを引かない者又は当該入札に立ち会わずくじを引くことができない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない県職員がくじを引くものとする。

(入札結果の通知)

第19条 開札をした場合において、落札者があるときは、その者の氏名（法人の場合は、その名称）及び金額を、落札者がないときにはその旨を、開札に立ち会った入札者に直ちに口頭で知らせる。この場合において、落札者となった者が開札に立ち会わなかつたときには、その者に落札者となった旨を通知する。

（契約書の作成）

第20条 契約書を作成する場合においては、落札者は、県から交付された契約書に記名押印し、落札者となった旨の通知を受けた日から起算して7日以内に、県に提出しなければならない。ただし、県において必要があるときは、提出期限を変更することがある。

2 落札者が前項の期間内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失うことがある。

（契約書の作成の省略）

第21条 契約書の作成を省略する場合は、あらかじめ指名通知書又は入札公告において指示する。

2 前項の場合においては、落札者は、落札者となった旨の通知を受けた日から起算して7日以内に、請書又はこれに類する書類を県に提出しなければならない。ただし、県において必要があるときは、提出期限を変更することがある。

（契約の確定）

第22条 契約書を作成する契約にあっては、当該契約は、契約担当者が落札者とともに契約書に記名押印したときに確定する。

2 契約を締結するまでの間に、落札者が愛知県建設工事等指名停止取扱要領の別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当することが明らかになった場合、又は「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に掲げる排除措置の対象となる法人等のいずれかに該当することが明らかになった場合は、契約を締結しないことがある。この場合、県は一切の損害賠償の責を負わない。

（入札保証金等の返還）

第23条 入札保証金（入札保証金の納付に代えて提出された担保を含む。以下本条において同じ。）は、入札終了後直ちにこれを還付する。ただし、落札者に対しては、契約を締結したときに還付する。

2 入札保証金の還付を受ける場合においては、領収証書等を出納員（流域下水道事業にあっては企業出納員）に提出するものとする。

3 第1項ただし書の規定にかかわらず、落札者から申出があったときは、当該入札保証金を契約保証金に充当することができる。

（入札保証金に対する利息）

第24条 入札保証金を納付した者は、入札保証金を納付した日からその返還を受ける日までの期間に対する利息の支払を請求することができない。

（入札保証金の没収）

第25条 入札保証金を納付させた場合において、落札者が契約を締結しないときは、当該落札者の納付に係る入札保証金（入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。）は、県に帰属する。

（議会の議決を経なければならない契約）

第 26 条 工事又は製造の請負で、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

(昭和 39 年愛知県条例第 29 条) の定めるところにより議会の議決に付すべきものについては、
愛知県議会の議決を経たうえ、契約を確定する。

2 議会の議決を得るまでの間に、請負者が愛知県建設工事等指名停止取扱要領の別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当することが明らかになった場合、又は「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に掲げる排除措置の対象となる法人等のいずれかに該当することが明らかになった場合は、仮契約を解除し、本契約を締結しないことがある。この場合、愛知県は一切の損害賠償の責を負わない。

(電子入札)

第 27 条 愛知県電子入札システムを利用した入札を行う場合の取扱いは、建設工事等電子入札実施要領の規定を優先するものとする。

別記様式1（入札書）

入 札 書									
元号 年 月 日									
愛 知 県 知 事 殿 (愛知県公営企業管理者企業庁長) (所長)									
入札者 住 所 氏 名 (名称及び代表者氏名)									
愛知県建設工事関係入札者心得書承諾の上、下記のとおり入札します。 記									
拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

ただし、下記工事の請負金（下記委託業務の受託料）

- 1 工 事 名
(委託業務名)
- 2 路線等の名称
- 3 工 事 場 所
(納入場所)
(業務の場所)

（注）1 用紙の大きさは日本産業規格A4とする。

2 路線等の名称は必要がないときは記入しないこと。

3 金額の数字はアラビア数字を用い頭に金を記入のこと。

4 物件の買入契約にあっては、様式中「ただし、下記工事の請負金」を「ただし、下記物件の供給代金」に、「工事名」を「物件名」に、「工事場所」を「納入場所」にそれぞれ改めて使用すること。

別記様式1（封筒）

（表）

愛 知 県 知 事 殿 (愛知県公営企業管理者企業庁長) (所長)									
工 事 名 (委託業務名)									
路線等の名称									
工 事 場 所 (納入場所) (業務の場所)									
入 札 書 在 中									

（注）物件の買入契約にあっては、「工事名」を「物件名」に、「工事場所」を「納入場所」にそれぞれ改めて使用すること。

（裏）

入 札 者 住 所									
氏 名									
(名称及び代表者氏名)									

別記様式2（入札辞退届）

入 札 辞 退 届	元号 年 月 日
愛 知 県 知 事 殿	
(愛知県公営企業管理者企業庁長)	
(所長)	
入札者 住 所	
氏 名	
(名称及び代表者氏名)	
下記について指名を受けましたが、入札を辞退します。	
記	
1 工 事 名 <u>(委託業務名)</u>	
2 路線等の名称	
3 工 事 場 所 <u>(納入場所)</u> <u>(業務の場所)</u>	
4 辞 退 理 由	

(注) 1 用紙の大きさは日本産業規格A4とする。

2 路線等の名称は必要がないときは記入しないこと。

別記様式3（表封筒）

(表)	(裏)
□□□-□□□□	
住 当 所 該	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 100px; height: 100px; margin-bottom: 10px;">親 展</div> ○ 及 入 ○ び 札 担 () () 名 を 当 愛 愛 称 実 入 御 知 知 施 札 中 県 県 す 書 ○ ○ る 執 在 ○ ○ 行 中 事 局 務 ○ 機 所 ○ 関 () 課 () の	入 氏 住 札 () 名 称 及 び 代 表 者 名 ()

(注) 「親展」及び「入札書在中」の記載は、朱書きによること。

愛知県建設局・都市・交通局・建築局一般競争入札

参加資格要件設定ガイドライン

(平成 19 年 10 月 1 日制定)

(平成 20 年 10 月 1 日一部改正)

(平成 20 年 11 月 5 日一部改正)

(平成 22 年 4 月 1 日一部改正)

(平成 31 年 4 月 1 日一部改正)

(令和 3 年 4 月 1 日一部改正)

1 目的

一般競争入札の執行に当たっては、地元中小企業の受注機会に配慮しつつ、公正な競争が確保できるよう、入札に参加できる企業の条件を定める必要がある。

そこで、建設局、都市・交通局及び建築局各担当課並びに各地方機関が同一のルール、手順に従って適正な参加条件を設定できるよう本ガイドラインを定める。

2 適用範囲

本ガイドラインは、本県建設局、都市・交通局及び建築局が一般競争入札により契約の相手方を決定する建設工事の入札に適用する。

ただし、WTO 政府調達協定対象工事の入札には適用しない。

3 入札参加資格要件設定手順

次の手順に従い、入札に参加できる企業の数（以下「入札参加可能企業数」という）が概ね 20 者以上確保できるよう入札参加資格要件を設定する。

3-1 総合点数範囲の設定

当該工事の工種及び予定価格に応じ、入札参加資格において認定された総合点数の範囲を設定する。なお、工種別、予定価格別の総合点数の範囲は、別に定める。

3-2 施工実績等要件の設定

当該工事を適正に施工するために必要な施工実績に関する入札参加資格要件を設定する。なお、施工実績以外にも設定すべき資格要件がある場合には、当該要件を追加することができる。

3-3 地域要件の設定

当該入札に参加できる者の地域要件を設定するときは、以下の手順で行うこととする。

3-3-1 地域要件の内容

地域要件は、入札参加資格要件に「設定する地域に主たる営業所が存在

すること」を加えることで設定する。

工事種別等により、3-3-2の「主たる営業所の所在地に関する地域要件」を設定しない場合には、公正な競争が確保できる範囲で「愛知県内に営業所が存在すること」を入札参加資格要件として設定する。

3-3-2 主たる営業所の所在地に関する地域要件の設定方法

地域要件設定の最小単位は、建設事務所管内の区域を原則とする。

- ① 建設事務所管内の市町村を組み合わせた区域で入札参加可能企業数が十分に確保できる場合には、その区域を地域要件とすることができる。
- ② 工事を施工する建設事務所管内に隣接する建設事務所管内の区域を順次加えることにより、入札参加可能企業数が確保できる場合には、その区域を地域要件とすることができる。
- ③ 工事の工種及び入札予定価格から、地域要件を尾張地区、三河地区又は県内全域としたほうが望ましく、当該地域内で入札参加可能企業数が確保できる場合には、その区域を地域要件とすることができる。
- ④ 県内全域を地域要件としても入札参加可能企業数を確保できない場合、実際の入札参加者数が少ないと見込まれる場合等には、主たる営業所の所在地に関する地域要件を設定しない。

なお、この場合には3-3-1後段により、営業所の所在地を入札参加資格要件として設定する。

<附則>

このガイドラインは平成19年10月1日から施行する。

このガイドラインは執行状況を勘案して、必要に応じて見直しを行う。

<附則>

このガイドラインは平成20年10月1日から施行する。

<附則>

このガイドラインは平成20年11月5日から施行する。

<附則>

このガイドラインは平成22年4月1日から施行する。

<附則>

このガイドラインは平成31年4月1日から施行する。

<附則>

このガイドラインは令和3年4月1日から施行する。

愛知県建設局・都市・交通局・建築局低入札価格調査等実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、愛知県建設局、都市・交通局又は建築局が発注する建設工事及び公共土木施設維持管理等業務（以下「工事等」という。）並びに測量業務、設計業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務（以下「建設コンサルタント等業務」という。）のうち、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度を適用して競争入札に付する工事等及び建設コンサルタント等業務に関する取扱いを定めることを目的とする。

(対象)

第2条 工事等における低入札価格調査制度は、最低制限価格制度を試行する工事等を除く競争入札に適用するものとし、最低制限価格制度は予定価格2億円未満の競争入札（地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10の2に規定する総合評価一般競争入札によるものは除く。）に試行するものとする。

- 2 建設コンサルタント等業務における低入札価格調査制度は、予定価格が1千5百万円以上の競争入札に試行するものとし、最低制限価格制度は予定価格が1千5百万円未満の競争入札に試行するものとする。ただし、積算体系が特異で、基準価格又は最低制限価格の算定が困難な業務は除く。
- 3 前2項の規定にかかわらず、建設局長、都市・交通局長又は建築局長が必要と認めるときは、この限りでない。
- 4 低入札価格調査制度を実施する工事等及び建設コンサルタント等業務は基準価格を、最低制限価格制度を実施する工事等及び建設コンサルタント等業務は最低制限価格を設定するものとする。

(基準価格)

第3条 政令第167条の10第1項に規定する「予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないと認めるととき」の基準は、その者の申込みに係る価格が、予定価格に、工事等については第2項に基づき、建設コンサルタント等業務については第3項に基づき算定された割合を乗じて得た額（以下「基準価格」という。）に満たない場合とする。ただし、その割合が10分の9.2を超える場合にあっては10分の9.2とし、10分の7.5に満たない場合にあっては10分の7.5とする。

- 2 工事等における割合の算定は、予定価格算定の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、別表第1に掲げる工事等の種類については、予定価格算定の基礎となった別表第1

の①から⑤に掲げる額の合計額に、100 分の 110 を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。

- 一 直接工事費の額に 10 分の 9.7 を乗じて得た額
 - 二 共通仮設費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
 - 三 現場管理費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
 - 四 一般管理費等の額に 10 分の 6.8 を乗じて得た額
- 3 建設コンサルタント等業務における割合の算定は、予定価格算定の基礎となった別表第 2 の業務区分の①から④に掲げる額の合計額に、100 分の 110 を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、複数の業務区分を含む建設コンサルタント等業務については、業務区分ごとに別表第 2 の①から④に掲げる額を合計した額の合計額に、100 分の 110 を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。
- 4 特別なものについては、前 2 項の規定にかかわらず 10 分の 9.2 から 10 分の 7.5 の範囲内で適宜の割合とする。
- 5 第 2 項及び次条第 1 項に定める額の算定にあたっては、予定価格算定の基礎となった積算上の各項目を、愛知県建設局積算基準及び歩掛表に定める工種別工事費内訳分類表に基づき、機器単体費、直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等にそれぞれ分類し、算定するものとする。

(低入札価格調査制度における失格判断基準)

第 4 条 工事等における失格判断基準は、基準価格を下回った入札のうち、次に掲げるいずれかに該当する入札を失格とする基準であり、低入札価格調査制度を適用する工事等に試行するものとする。ただし、別表第 3 に掲げる工事等の種類については、別表第 3 の工事等の種類ごとの失格判断基準欄のいずれかに該当する入札を失格とする。

- 一 入札価格（入札書に記載された価格。以下同じ。）の積算内訳である直接工事費の額が、予定価格算定の基礎となった直接工事費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額未満である場合
 - 二 入札価格の積算内訳である共通仮設費の額が、予定価格算定の基礎となった共通仮設費の額に 10 分の 8 を乗じて得た額未満である場合
 - 三 入札価格の積算内訳である現場管理費の額が、予定価格算定の基礎となった現場管理費の額に 10 分の 8 を乗じて得た額未満である場合
 - 四 入札価格の積算内訳である一般管理費等の額が、予定価格算定の基礎となった一般管理費等の額に 10 分の 3 を乗じて得た額未満である場合
- 2 建設コンサルタント等業務における失格判断基準は、基準価格を下回った入札のうち、その者の申込みに係る価格が、予定価格算定の基礎となった別表第 4 の業務区分の①から④に掲げる額の合計額に 100 分の 110 を乗じて得た額を下回った場合に失格とする基準であり、予定価格が 1 千 5 百万円以上の建設コンサルタント等業

務に試行するものとする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年11月1日政令第372号）第3条第1項に規定する工事等及び建設コンサルタント等業務については、失格判断基準を試行しない。

（最低制限価格）

第5条 政令第167条の10第2項に規定する最低制限価格は、第3条の基準価格の算出と同様とし、最低制限価格を下回った入札は失格とする。

（入札の執行）

第6条 建設総務課長（流域下水道事業にあっては下水道課長）及び所長（以下「建設総務課長等」という。）は、入札執行前に、入札参加者に対し当該入札において低入札価格調査制度又は最低制限価格制度を実施する旨を周知するものとする。なお、低入札価格調査制度を実施する場合において、失格判断基準を設定する場合も同様とする。

- 2 低入札価格調査制度を適用した入札の結果、最低価格入札者又は総合評価落札方式における最大評価値入札者（以下「最低価格入札者等」という。）により、基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札執行者は、落札の決定を保留するものとする。

（調査の実施）

第7条 工事等について前条第2項の入札が行われた場合には、最低価格入札者等の申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされない恐れがあると認められるか否かについて、次のような内容により、最低価格入札者等からの事情聴取、関係機関への照会等の調査を行うものとする。

ただし、建設局長が別に定める場合は、事情聴取、関係機関への照会等は要しないものとすることができます。

- 一 第4条第1項による判断
- 二 その価格により入札した理由（必要に応じ、入札価格の内訳書及び下請予定者等からの見積書等を徴収）
- 三 手持工事の状況
- 四 手持資材の状況
- 五 資材購入先及び購入先と入札者との関係
- 六 労務者の具体的供給見通し
- 七 過去に施工した公共工事名等及び工事成績
- 八 経営状況（必要に応じ、取引金融機関や保証会社等へ照会）
- 九 信用状態（建設業法違反の有無、賃金不払いの状況、下請代金の支払遅延状況等）

十 その他必要な事項

- 2 建設コンサルタント等業務について前条第2項の入札が行われた場合には、配置予定の管理技術者、主任担当者、主任技術者又は工事監理者（以下「管理技術者等」という。）とは別に、次に掲げる条件を全て満たす担当技術者の追加配置が可能か否かについて調査を行うものとする。
- 一 配置予定の管理技術者等と同等の能力及び経験を有する技術者。
 - 二 愛知県が過去5か年度及び本年度4月1日以降に発注した業務の内、当該業務と同一業種で、管理技術者等としての業務成績が75点以上の業務実績を有する技術者。なお同一業種とは別表第5に掲げる業種をいう。
- なお、追加して配置する担当技術者は、当該業務実施上必要となる打合せ全てに出席するものとする。

(調査の結果)

第8条 建設総務課長等は、前条第1項により実施した調査の結果を低入札価格調査報告書（様式1及び様式2）により建設局・都市・交通局・建築局契約審査会（以下「本庁契約審査会」という。）または各地方機関の契約審査会（以下「地方機関契約審査会」という。）へ報告し、意見を求めるものとする。

なお、第4条第1項による失格の場合は、本庁契約審査会及び地方機関契約審査会への報告は必要ないものとする。

- 2 本庁契約審査会及び地方機関契約審査会は、前項の報告に基づき審査を行った場合は、その意見についての審査結果記録（様式3）を付して、低入札価格審査結果通知書（様式4）により建設総務課長等に通知するものとする。

(落札者の決定)

第9条 建設総務課長等は、第7条第2項の調査結果又は前条第2項の審査結果により、当該契約の内容に適合した履行がされると判断した場合にあっては、すみやかに最低価格入札者等を落札者と決定し、落札者及びその他の入札参加者全員に対し落札者決定通知書（様式5）により通知するものとする。

- 2 建設総務課長等は、前条第2項の審査結果により、当該契約の内容に適合した履行がされないと判断した場合又は第7条第2項に規定する担当技術者を配置できないと判断した場合にあっては、最低価格入札者等を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札をした者又は総合評価落札方式における最大の評価値である者（以下「次順位者」という。）を落札者と決定する。
- 3 前項の規定にかかわらず、次順位者が基準価格を下回る入札者であった場合には、第7条以降の最低価格入札者等と同様の手続を行い、落札者を決定するものとする。
- 4 前2項により次順位者を落札者と決定したときには、次順位者及びその他の入札参加者全員に対し落札者決定通知書（様式5）により通知するものとする。

- 5 あいち電子調達共同システム（CALS/EC）における電子入札サブシステム（以下「電子入札システム」という。）を使用した入札においては、第1項及び前項の落札者及びその他の入札参加者全員に対する通知は、電子入札システムによる落札者決定通知書によることができる。

（調査結果等の公表）

第10条 建設工事について第7条第1項に基づく調査を実施した場合には、落札者の決定後、その調査結果の概要を公表するものとする。

- 2 建設工事について前条第2項により最低価格入札者等を落札者とせず、次順位者を落札者と決定した場合は、その理由を公表するものとする。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 7 月 16 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

ただし、平成 26 年 3 月 31 日までに完了する工事等及び建設コンサルタント等業務については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、消費税率の改正に係る箇所は、平成 31 年 9 月 30 日までに引渡しをする工事等及び建設コンサルタント等業務については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 5 月 1 日から施行する。

別表第1

工事等の種類	①	②	③	④	⑤
機械設備工事、電気通信工事、下水道用機械・電気設備工事の積算基準に基づき積算する工事等（ただし、公共建築工事費積算基準に基づき積算する工事等を除く。）	機器単体費の額に10分の9.2を乗じて得た額	直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額	共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額	現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額
公共建築工事費積算基準に基づき積算する工事等（ただし、下記に該当する工事等を除く。）	直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額に10分の9.7を乗じて得た額	共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額	直接工事費の額に10分の1を乗じて得た額と現場管理費の額の合計額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額	
公共建築工事費積算基準に基づき積算する工事等のうち、昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事等	直接工事費の額に10分の8を乗じて得た額に10分の9.7を乗じて得た額	共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額	直接工事費の額に10分の2を乗じて得た額と現場管理費の額の合計額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額	

別表第2

業務区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	諸経費の額に10分の5.8を乗じて得た額		
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の9を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接原価の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額	
地質調査業務	地質調査業務（一般）の内、直接調査費の額	地質調査業務（一般）の内、間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	地質調査業務（解析）費計の額に10分の8を乗じて得た額	地質調査業務（一般）の内、諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接原価の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の6.5を乗じて得た額	

別表第3

工事等の種類	失格判断基準
機械設備工事、電気通信工事、下水道用機械・電気設備工事の積算基準に基づき積算する工事等（ただし、公共建築工事費積算基準に基づき積算する工事等を除く。）	<p>○入札価格の積算内訳である機器単体費の額と直接工事費の額の合計額が、予定価格算定の基礎となった機器単体費の額に10分の8.1を乗じて得た額と直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額の合計額未満である場合</p> <p>○入札価格の積算内訳である共通仮設費の額が、予定価格算定の基礎となった共通仮設費の額に10分の8を乗じて得た額未満である場合</p> <p>○入札価格の積算内訳である現場管理費の額が、予定価格算定の基礎となった現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額未満である場合</p> <p>○入札価格の積算内訳である一般管理費等の額が、予定価格算定の基礎となった一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額未満である場合</p>
公共建築工事費積算基準に基づき積算する工事等（ただし、下記に該当する工事等を除く。）	<p>○入札価格の積算内訳である直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額が、予定価格算定の基礎となった直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額に10分の9を乗じて得た額未満である場合</p> <p>○入札価格の積算内訳である共通仮設費の額が、予定価格算定の基礎となった共通仮設費の額に10分の8を乗じて得た額未満である場合</p> <p>○入札価格の積算内訳である直接工事費の額に10分の1を乗じて得た額と現場管理費の合計額が、予定価格算定の基礎となった直接工事費の額に10分の1を乗じて得た額と現場管理費の合計額に10分の8を乗じて得た額未満である場合</p> <p>○入札価格の積算内訳である一般管理費等の額が、予定価格算定の基礎となった一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額未満である場合</p>
公共建築工事費積算基準に基づき積算する工事等のうち、昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事等	<p>○入札価格の積算内訳である直接工事費の額に10分の8を乗じて得た額が、予定価格算定の基礎となった直接工事費の額に10分の8を乗じて得た額に10分の9を乗じて得た額未満である場合</p> <p>○入札価格の積算内訳である共通仮設費の額が、予定価格算定の基礎となった共通仮設費の額に10分の8を乗じて得た額未満である場合</p> <p>○入札価格の積算内訳である直接工事費の額に10分の2を乗じて得た額と現場管理費の合計額が、予定価格算定の基礎となった直接工事費に10分の2を乗じて得た額と現場管理費の合計額に10分の8を乗じて得た額未満である場合</p> <p>○入札価格の積算内訳である一般管理費等の額が、予定価格算定の基礎となった一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額未満である場合</p>

別表第4

業務区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額		
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接原価の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額	
地質調査業務	地質調査業務(一般)の内、直接調査費の額	地質調査業務(一般)の内、間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	地質調査業務(解析)費計の額に10分の8を乗じて得た額	地質調査業務(一般)の内、諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接原価の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額	

別表第5

建築設計、設備設計、一般測量、航空写真測量、河川、砂防及び海岸・海洋、港湾及び空港、道路、上水道及び工業用水道、下水道、農業土木、森林土木、水産土木、造園、都市計画及び地方計画、土質及び基礎、鋼構造及びコンクリート、建設環境、地質調査、土地調査、土地評価、物件調査、事業損失

様式 1

低入札価格調査報告書

元号 年 月 日

契 約 審 査 会 長 殿

建設総務課長
[下水道課長]
[所長]

元号 年 月 日に入札を実施した下記工事について、基準価格を下回る入札が行われましたので、別紙のとおり、当該契約の内容に適合した履行が確保されるか否かの調査を行いました。

つきましては、契約審査会において、その適否を審査してください。

記

1 工 事 名

2 路線等の名称

3 工 事 場 所

様式3

愛知県建設局・都市・交通局・建築局契約審査会審査結果記録
[愛知県〇〇〇〇事務所契約審査会審査結果記録]

下記のとおり審査しました。

記

審　查　日　時	元号　年　月　日
開　催　場　所	〇〇〇〇会議室
工　事　名	
路　線　等　の　名　称	
工　事　場　所	
業　者　名	
入　札　日	元号　年　月　日
審　查　結　果	<p>※例　当該入札価格により契約の内容に適合した履行がされると、判断する。</p>

様式4

低入札価格審査結果通知書

元号 年 月 日

建設総務課長殿
[下水道課長殿]
[所長殿]

契約審査会長

下記工事について、契約審査会で審査した結果、適合した履行が 確保される
と認められる。

記

1 工事名

2 路線等の名称

3 工事場所

様式5

第 号
元号 年 月 日

様

愛知県知事
[所長]

落札者の決定について（通知）

元号 年 月 日に入札を行った下記工事については、調査の結果、貴社（〇〇〇株式会社）を落札者と決定しました。

記

1 工事名

2 路線名等

3 工事場所

4 落札価格 金〇〇〇, 〇〇〇円

（入札書記載金額 金〇〇〇, 〇〇〇円）

※ 落札業者へ通知を出す場合は「貴社」、他の入札業者に対して通知を出す場合は落札業者名「〇〇〇〇会社」を記載する。

公共建築工事積算単価表

(公 表 用)

令和4年4月

愛知県建設局

細目名称	摘要名称	単位	単価	備考
解体養生シート張り	H=1.8 単管組防音シート張り 下地別途	m	2,950	材工共
解体養生シート張り	H=3.6 単管組防音シート張り 下地別途	m	4,480	材工共
解体養生シート張り	H=5.4 単管組防音シート張り 下地別途	m	6,100	材工共
くさび緊結式足場 (手すり先行方式)	掛払い手間 10m未満 W=600	m ²	430	労務費
くさび緊結式足場 (手すり先行方式)	掛払い手間 10m未満 W=900	m ²	460	労務費
くさび緊結式足場 (手すり先行方式)	掛払い手間 10m未満 W=1200	m ²	510	労務費
くさび緊結式足場 (手すり先行方式)	掛払い手間 20m未満 W=600	m ²	480	労務費
くさび緊結式足場 (手すり先行方式)	掛払い手間 20m未満 W=900	m ²	520	労務費
くさび緊結式足場 (手すり先行方式)	掛払い手間 20m未満 W=1200	m ²	570	労務費
くさび緊結式足場 (手すり先行方式)	掛払い手間 20m以上 W=600	m ²	550	労務費
くさび緊結式足場 (手すり先行方式)	掛払い手間 20m以上 W=900	m ²	570	労務費
くさび緊結式足場 (手すり先行方式)	掛払い手間 20m以上 W=1200	m ²	610	労務費
くさび緊結式足場 (手すり先行方式)	供用1日賃料 修理費含む 10m未満 W=600	m ²	4.8	材料費
くさび緊結式足場 (手すり先行方式)	供用1日賃料 修理費含む 10m未満 W=900	m ²	5.6	材料費
くさび緊結式足場 (手すり先行方式)	供用1日賃料 修理費含む 10m未満 W=1200	m ²	6.4	材料費
くさび緊結式足場 (手すり先行方式)	供用1日賃料 修理費含む 20m未満 W=600	m ²	4.8	材料費
くさび緊結式足場 (手すり先行方式)	供用1日賃料 修理費含む 20m未満 W=900	m ²	5.6	材料費
くさび緊結式足場 (手すり先行方式)	供用1日賃料 修理費含む 20m未満 W=1200	m ²	6.4	材料費
くさび緊結式足場 (手すり先行方式)	供用1日賃料 修理費含む 20m以上 W=600	m ²	4.8	材料費
くさび緊結式足場 (手すり先行方式)	供用1日賃料 修理費含む 20m以上 W=900	m ²	5.6	材料費
くさび緊結式足場 (手すり先行方式)	供用1日賃料 修理費含む 20m以上 W=1200	m ²	6.4	材料費
くさび緊結式足場 (手すり先行方式)	基本料 修理費含む 10m未満 W=600	m ²	180	材料費
くさび緊結式足場 (手すり先行方式)	基本料 修理費含む 10m未満 W=900	m ²	210	材料費
くさび緊結式足場 (手すり先行方式)	基本料 修理費含む 10m未満 W=1200	m ²	220	材料費
くさび緊結式足場 (手すり先行方式)	基本料 修理費含む 20m未満 W=600	m ²	180	材料費
くさび緊結式足場 (手すり先行方式)	基本料 修理費含む 20m未満 W=900	m ²	210	材料費
くさび緊結式足場 (手すり先行方式)	基本料 修理費含む 20m未満 W=1200	m ²	220	材料費
くさび緊結式足場 (手すり先行方式)	基本料 修理費含む 20m以上 W=600	m ²	180	材料費
くさび緊結式足場 (手すり先行方式)	基本料 修理費含む 20m以上 W=900	m ²	210	材料費
くさび緊結式足場 (手すり先行方式)	基本料 修理費含む 20m以上 W=1200	m ²	220	材料費
仮設材運搬費(くさび緊結式足場)	W=600	m ²	62	材工共
仮設材運搬費(くさび緊結式足場)	W=900	m ²	75	材工共
仮設材運搬費(くさび緊結式足場)	W=1200	m ²	95	材工共
P R 看板	デザインシート - -	枚	73,500	材料費
P R 看板(木枠)	掲示板タイプ W1,100×H1,600 程度	枚	15,200	材料費
快適トイレ (リース料)	標準仕様 男性用 1基	月	300	材料費
快適トイレ (基本料)	標準仕様 男性用 1基	式	30,000	材料費
快適トイレ (リース料)	標準仕様 女性用 1基	月	500	材料費
快適トイレ (基本料)	標準仕様 女性用 1基	式	40,000	材料費
快適トイレ (リース料)	鏡付き洗面台	月	200	材料費
快適トイレ (基本料)	鏡付き洗面台	式	24,000	材料費
快適トイレ (リース料)	入口の目隠し	月	100	材料費
快適トイレ (基本料)	入口の目隠し	式	5,000	材料費
中空ガラス用バッケ付属品共	ワイヤーリングバッケ (オーバル型) 2DK (55m ² タイプ) t=0.4 200×100 φ	式	135,000	材工共
中空ガラス用バッケ付属品共	ワイヤーリングバッケ (オーバル型) 3DK (65m ² タイプ) t=0.4 200×100 φ	式	154,000	材工共
中空ガラス用バッケ付属品共	ワイヤーリングバッケ (オーバル型) 4DK (75m ² タイプ) t=0.4 225×125 φ	式	185,000	材工共
改質アスファルトシート防水	露出单層防水用 (R種) AS-T2	m ²	3,740	材工共
改質アスファルトシート防水	露出複層防水用 (R種) AS-T1	m ²	5,020	材工共
塗膜防水	樹脂系	m ²	2,800	材工共
無機質浸透性塗布防水	ケイ酸質系塗布防水	m ²	1,970	材工共
アスファルトシングル葺	常温工法 特殊繊維不織布アスファルト1層	m ²	4,100	材工共
アスファルトシングル葺	棟加工	m	1,100	材工共
アスファルトシングル葺	谷加工	m	1,590	材工共
水切り金物	アルミ製 軒先用	m	3,020	材料費
水切り金物	アルミ製 ケバ用	m	3,310	材料費
水切り金物	アルミ製 立上り部用	m	3,540	材料費
水切り金物(コート用)	アルミ製 軒先用	か所	6,180	材料費
水切り金物(コート用)	アルミ製 ケバ用	か所	6,800	材料費
水切り金物(コート用)	アルミ製 立上り部用	か所	4,620	材料費
侵入防止柵	アルミ製 格子ソリグ H=～1500 (支持金具含む)	m	28,900	材料費
侵入防止柵	アルミ製 ハンチングソリグ H=～1500 (支持金具含む)	m	28,900	材料費
侵入防止柵	アルミ製 ハンチングソリグ H=～2800 (支持金具含む)	m	80,800	材料費
侵入防止柵用扉	アルミ製 ハンチングソリグ W700×H1800 (支持金具含む)	か所	192,000	材料費
パルコニーガラス板枠	アルミ枠 H=1800 W=900以下	個	15,100	材料費
窓用面格子	アルミ製 H=1000 W=1200	か所	16,400	材料費
窓用面格子	アルミ製 H=1000 W=1300	か所	17,100	材料費
窓用面格子	アルミ製 H=1000 W=1600	か所	18,900	材料費
手摺	I型 φ34 (ステンレス製) L=350	か所	7,520	材料費
手摺	I型 φ34 (ステンレス製) L=500	か所	6,820	材料費
手摺	I型 φ34 (ステンレス製) L=600	か所	7,120	材料費
手摺	I型 φ34 (ステンレス製) L=700	か所	7,560	材料費
手摺	L型 φ34 (ステンレス製) L=500×700	か所	15,400	材料費
手摺	L型 φ34 (ステンレス製) L=600×700	か所	15,900	材料費
壁付手摺	ステンレス製 φ31×2.0	m	9,240	材料費
壁付手摺	アルミ製 φ31×3.0	m	11,500	材料費
BL手摺(アルミ製)	パルコニー手摺 手摺子ソリグ (壁支持金具共)	m	23,100	材料費
BL手摺(アルミ製)	パルコニー手摺 ハンチングソリグ (壁支持金具共)	m	38,500	材料費
BL手摺(アルミ製)	廊下手摺 手摺子ソリグ (壁支持金具共)	m	26,900	材料費
流し水切りカバー	ステンレス製 厚さ0.6 L=2200 W=150 H=250	個	32,300	材料費
物干し金物	アルミ棒バッケ 自在式 一般階用 L=780 インサート ポルト共	個	4,050	材料費
物干し金物	アルミ棒バッケ 自在式 一般階用 L=1000 インサート ポルト共	個	6,150	材料費
珪藻土吹付塗材		m ²	2,160	材工共
防犯合せガラス	<透明フロートガラス/中間膜> 厚3.0mm+30mm+3.0mm	m ²	5,780	材料費
クレセント	追加分 アルミシ用	個	1,000	材料費
玄関両面フラッシュ戸	二重片引き W850 電気錠 チーン錠 自閉装置 トアイ×	か所	432,000	材料費
玄関両面フラッシュ戸	二重片引き W800 自閉装置 トアイ×	か所	352,000	材料費
E P S 片面フラッシュ戸 (廊下型)	隔壁板 手摺取付補強共 2400×1900	か所	194,000	材料費
錠前	BL	個	12,700	材料費
鋼製フラッシュ戸	BL玄関両面 気密栓 W850	枚	93,100	材料費
鋼製フラッシュ戸	PS片面フラッシュ 廊下型 550×1800	枚	37,200	材料費
鋼製フラッシュ戸	片開両面 W800×H1900 錠前丁番共	枚	64,500	材料費
アルミ製建具	防火設備 引違い窓 耐風圧 S-4 梁見込70 W=1050 H=950	個	19,000	材料費

細目名称	摘要名称	単位	単価	備考
アルミ製建具	防火設備 引違窓 耐風圧 S-4 桁見込70 W=1160 H=950	個	15,100	材料費
アルミ製建具	防火設備 引違窓 耐風圧 S-4 桁見込70 W=1250 H=950	個	20,100	材料費
アルミ製建具	防火設備 引違窓 耐風圧 S-4 桁見込70 W=1320 H=950	個	20,600	材料費
アルミ製建具	防火設備 引違窓 耐風圧 S-4 桁見込70 W=1370 H=950	個	20,700	材料費
アルミ製建具	防火設備 引違窓 耐風圧 S-4 桁見込70 W=1520 H=950	個	21,800	材料費
アルミ製建具	防火設備 引違窓 耐風圧 S-4 桁見込70 W=1170 H=1000	個	19,900	材料費
アルミ製建具	防火設備 引違窓 耐風圧 S-4 桁見込70 W=1420 H=1000	個	21,600	材料費
アルミ製建具	防火設備 引違窓 戸 耐風圧 S-4 桁見込70 W=1400 H=1800	個	23,000	材料費
アルミ製建具	防火設備 引違窓 戸 耐風圧 S-4 桁見込70 W=1600 H=1800	個	24,200	材料費
アルミ製建具	防火設備 引違窓 戸 耐風圧 S-4 桁見込70 W=1800 H=1800	個	25,700	材料費
アルミ製建具	防火設備 引違窓 戸 耐風圧 S-4 桁見込70 W=1900 H=1800	個	26,300	材料費
アルミ製建具	防火設備 引違窓 戸 耐風圧 S-4 桁見込70 W=2900 H=1800	個	46,400	材料費
アルミ製建具	防火設備 引違窓 戸 中桟(横)付 耐風圧 S-4 桁見込70 W=1400 H=1800	個	24,200	材料費
アルミ製建具	防火設備 引違窓 戸 中桟(横)付 耐風圧 S-4 桁見込70 W=1600 H=1800	個	25,700	材料費
アルミ製建具	防火設備 違い戸 中桟(横)付 耐風圧 S-4 桁見込70 W=1800 H=1800	個	28,100	材料費
アルミ製建具	防火設備 違い戸 中桟(横)付 耐風圧 S-4 桁見込70 W=1900 H=1800	個	29,500	材料費
アルミ製建具	防火設備 違い戸 中桟(横)付 耐風圧 S-4 桁見込70 W=2900 H=1800	個	49,300	材料費
床防塵塗装	厚0.3mm 溶剤形エボキシ樹脂系 平滑仕上げ	m ²	930	材工共
棟番号	公団型 300×700(数字0,1~9) テンプレート	個	42,000	材料費
バルコニー用避難ステッカー	アルミ箔150×400(ビニル被覆)	枚	300	材料費
室名札	樹脂製 270×135	個	600	材料費
室名札	アルミ製 210×75	個	1,030	材料費
避難表示	アルミ製 t5 100×300	個	2,200	材料費
集合郵便受	ステンレス製 D=360 BL 4戸型	個	29,400	材料費
集合郵便受	ステンレス製 D=360 BL 6戸型	個	44,100	材料費
集合郵便受	ステンレス製 D=360 BL 8戸型	個	58,800	材料費
集合郵便受	ステンレス製 D=360 BL 10戸型	個	73,500	材料費
集合郵便受	ステンレス製 D=360 BL 12戸型	個	88,200	材料費
集合郵便受	ステンレス製 D=360 BL 18戸型	個	132,000	材料費
階数表示板	アルミ製 t5 A型225×130	個	2,340	材料費
階数表示板	アルミ製 t5 B型360×130	個	3,300	材料費
水切り棚	ステンレス製 W=270 L=900(公団型2段)	か所	4,620	材料費
ショット	BL型 パックガード付 幅700	台	18,100	材料費
つり戸棚	幅600	か所	9,120	材料費
浴室ユニット	BL1216型 窓枠無 手摺・浴槽・水栓共	組	426,000	材料費
浴室ユニット	BL1416型 窓枠無 身障者対応型 手摺・浴槽・水栓共	組	497,000	材料費
建築札花こう岩450×300 彫込共		か所	83,000	材料費
クーラー用カバーブレード	VU φ75 シリーズ共	か所	673	材料費
クーラー用カバーブレード	VU φ75 シリーズ・止水板共	か所	726	材料費
クーラー用カバーブレード	耐火刈リブ用	か所	1,120	材料費
床下換気孔	VU φ50 L400 SUS網付 ピット-PS間用	個	1,980	材料費
床下換気孔	VU φ150 ハイ共 SUS網付	個	1,360	材料費
床下換気孔	鋳鉄製 420×170 SUS網付	個	1,380	材料費
室内固定換気孔	VU φ100 ハイ共 ガリ・網付	個	2,330	材料費
天井換気孔	VU φ50 ハイ共 エボク・網付	個	251	材料費
消火器	粉末10型 ブラック共	個	5,420	材料費
ボリエキスル樹脂合板		m ²	1,690	材料費
消防用空地板(P-12)		個	101,000	材料費
ボリカーボネート(P-19)		個	4,900	材料費
遊具等	ベンチA(背無) P-5	基	105,000	材料費
プラスチックベンチ	P-24 タイプA	基	108,000	材料費
プラスチックベンチ	P-24 タイプB	基	100,000	材料費
フェンス	メッシュフェンス UN-50 H=1800 基礎無し(忍返付)	m	11,400	材料費
メッシュフェンス扉	片開き(鍵付) H=1800(忍返付) UN(A型)	基	62,400	材料費
メッシュフェンス扉	両開き(鍵付) H=1800(忍返付) UN(A型)	基	109,000	材料費
コンクリートとりこわし	CB造 地上部 圧碎機 標準	m ³	3,200	施工費
コンクリートとりこわし	CB造 地上部 圧碎機 屋上設置	m ³	3,700	施工費
コンクリートとりこわし	CB造 基礎部 圧碎機 -	m ³	6,000	施工費
コンクリートとりこわし	CB造 基礎部 圧碎機・アレーカ併用 -	m ³	6,200	施工費
PCB含有シリコン材判定試験費	二次判定費	検体	20,000	施工費
ホルムアルデヒド等測定	アクティピ型採取機器 5物質測定 分析共	か所	25,000	施工費
ホルムアルデヒド等測定	バッシップ型採取機器 5物質測定 分析共	か所	10,200	施工費
ホルムアルデヒド等測定	バッシップ型採取機器 6物質測定 分析共	か所	10,200	施工費
モタル欠損処理(エボキシ樹脂モルタル充填)	10cm×3 0cm(大) (はつり鉄筋補修共)	か所	2,950	材工共
モタル欠損処理(エボキシ樹脂モルタル充填)	10cm×2 0cm(中) (はつり鉄筋補修共)	か所	2,200	材工共
モタル欠損処理(エボキシ樹脂モルタル充填)	10cm×1 0cm(小) (はつり鉄筋補修共)	か所	1,300	材工共
グラウト処理	Uカットシリコーン充填法	m	1,500	材工共
グラウト処理	自動低圧エボキシ樹脂注入工法	m	4,600	材工共
グラウト処理	シール工法	m	550	材工共
モルタル浮き補修(全面エボキシ樹脂注入工法)	一般部 アンカーゼン 13本 注入口 1~2穴	m ²	7,900	材工共
モルタル浮き補修(全面エボキシ樹脂注入工法)	指定部 アンカーゼン 20本 注入口 2~0穴	m ²	12,600	材工共
モルタル浮き補修(全面エボキシ樹脂注入工法)	狭幅部 幅200程度	m	3,150	材工共
可とう型外装薄塗材E	下地不陸調整1mm以下 下地調整塗材C-1共	m ²	1,560	材工共
可とう型外装薄塗材E	下地不陸調整1mm以下 下地調整塗材C-2共	m ²	1,860	材工共
複層塗材E	水系 2液 フッ素樹脂塗料 超低汚染 つやあり 上塗2回(厚付)	m ²	1,200	材工共
トイグース	ボリューム 4mm 見込み 40mm 笠木・幅木ステンレス 金物・吊込別途	m ²	19,000	材料費
戸車	ステンレス 径36 出入口用	個	540	材料費
戸車	ステンレス 径30 一般窓用	個	360	材料費
掲示板	トップシート貼り (木枠別途、下地共、押縁共)	m ²	2,800	材工共
掲示板	トップシート張り替え (枠別途下地補修共、押縁共)	m ²	6,700	材工共
室名札	A型(文字書込共) 学校標準	か所	3,810	材料費
室名札	B型(文字書込共) 学校標準	か所	3,510	材料費
室名札	C型(シボルマーク) 学校標準	か所	3,280	材料費
スクリーンボックス	L-4 m (B-7) 学校標準(下地組補強金物共)	m	14,400	材料費
暗幕ボックス(下地組補強金物共)	W150×H120 (B-8) 学校標準	m	7,840	材料費
暗幕ボックス(下地組補強金物共)	W150×H100 (B-9) 学校標準	m	7,840	材料費
暗幕ボックス(下地組補強金物共)	W120×H100 (B-10) 学校標準	m	7,800	材料費
カーテンボックス(下地組補強金物共)	W345×H300 (B-11) 学校標準	m	12,800	材料費
カーテンボックス(下地組補強金物共)	W345×H275 (B-12) 学校標準	m	12,800	材料費
スパーアイル筋	6φ 径100 @50	m	535	材料費
スパーアイル筋	6φ 径120 @50	m	640	材料費
スパーアイル筋	6φ 径150 @50	m	795	材料費

細目名称	摘要名称	単位	単価	備考
スパ イアル筋	D10 径100 @50	m	1,230	材料費
スパ イアル筋	D10 径120 @50	m	1,480	材料費
スパ イアル筋	D10 径150 @50	m	1,850	材料費
プレス被覆鋼板	マテレス t=1.5 H L 320×320	m	78,500	材料費
接着系アンカ	D13 ナット付	本	730	材工共
接着系アンカ	D16 ナット付	本	1,140	材工共
接着系アンカ	D19 ナット付	本	2,000	材工共
接着系アンカ	M16 全ねじボルト	本	1,090	材工共
飛散防止フィルム (透明ガラス用)	透明 JIS A 5759適合品	m ²	4,750	材工共
飛散防止フィルム (型板・すりガラス用)	透明 JIS A 5759適合品	m ²	8,490	材工共
水切	マテレス t=1.5 H L W=220	m	20,400	材料費
水切	マテレス t=1.5 H L W=420	m	28,500	材料費
窓謄板	積層材 30×400	m	16,200	材料費
三方枠	積層材 30×400	m	16,200	材料費
幅木	米咲 [°] 25×66	m	1,910	材料費
ネットフェンス (ボリューム被覆)	金網 φ3.2×50 控付 H=1200 アングル型 E-GS2	m	4,380	材料費
ネットフェンス (ボリューム被覆)	金網 φ3.2×50 控付 H=1500 アングル型 E-GS2	m	4,880	材料費
ネットフェンス (ボリューム被覆)	金網 φ3.2×50 控付 H=1800 アングル型 E-GS2	m	5,500	材料費
ネットフェンス (ボリューム被覆)	金網 φ3.2×50 控付 H=3000 アングル型 E-GS2	m	9,660	材料費
ネットフェンス (ボリューム被覆)	金網 φ3.2×40 控付 H=1200 アングル型 E-GS2	m	4,890	材料費
ネットフェンス (ボリューム被覆)	金網 φ3.2×40 控付 H=1500 アングル型 E-GS2	m	5,480	材料費
ネットフェンス (ボリューム被覆)	金網 φ3.2×40 控付 H=1800 アングル型 E-GS2	m	6,270	材料費
ネットフェンス (ボリューム被覆)	金網 φ3.2×40 控付 H=3000 アングル型 E-GS2	m	10,900	材料費
ネットフェンス門扉上部H1200ネットフェンス	金網 φ3.2×50 門 H=3000 W=1000 片開き	基	61,600	材料費
ネットフェンス門扉上部H1200ネットフェンス	金網 φ3.2×50 門 H=3000 W=2000 両開き	基	112,000	材料費
床点字錨	点字錨 (硬床施工タイプ) ナンスリップ イエロー/基本配列25	m ²	15,300	材工共
床点字錨	線錨 (硬床施工タイプ) ナンスリップ イエロー/基本配列4	m ²	15,300	材工共
手摺 (器具)	I型手摺 L=1000 SUS304 φ34 軟質樹脂皮膜	本	8,660	材料費
手摺 (器具)	I型手摺 L=600 SUS304 φ34 軟質樹脂皮膜	本	7,560	材料費
手摺 (器具)	L型手摺 700×800(段差壁取付用) SUS304 φ34 軟質樹脂皮膜	本	27,800	材料費
手摺 (器具)	L型手摺 700×800(垂直壁取付用) SUS304 φ34 軟質樹脂皮膜	本	27,200	材料費
手摺 (器具)	小便器用手摺 壁付 SUS304 φ34 軟質樹脂皮膜	本	31,300	材料費
手摺 (器具)	壁掛洗面器用手摺 SUS304 φ34 軟質樹脂皮膜	本	33,700	材料費
手摺 (器具)	多目的便所用可動手摺 壁付横スイング型 (標準図型) SUS304 φ34 軟質樹脂皮膜	本	60,400	材料費
ペビーシート	樹脂製 参考寸法 700×100×1286 (使用時寸法 700×563×866)	台	99,700	材料費
幼児用便座	既設便座取付	台	1,320	材料費
トイレ用サイン札	多目的トイレ用サイン札 300×200 SUS製 t=1.0 シルクスクリーン印刷 接着貼	枚	16,800	材料費
トイレ用サイン札	多目的トイレ用サイン札 300×200 アルミ製 t=1.0 シルクスクリーン印刷 接着貼	枚	13,300	材料費
トイレ用サイン札	多目的トイレ用サイン札 300×200 アクリル製 t=5.0 シルクスクリーン印刷 接着貼	枚	7,880	材料費
トイレ用サイン札	洋式トイレ用サイン札 120×50 アクリル製 t=5.0 接着貼	枚	7,170	材料費
車椅子用駐車場案内表示板	文字焼付塗装 SUS304HL仕上 450×600 t=2.0 角 ⁴⁵ SUS304HL仕上 50×50(1本)	枚	264,000	材料費
車椅子用駐車場案内表示板	文字焼付塗装 SUS304HL仕上 450×900 t=2.0 角 ⁴⁵ SUS304HL仕上 25×40(2本)	枚	365,000	材料費
ペビーチェア	樹脂製 支柱付	台	52,600	材料費
汚物流し	壁掛け式 (水栓等は別途)	個	36,500	材料費
汚物流し	水栓器具・トイレットペーパーホルダー・手荷物置き台・鏡共 (側板含まず)	個	283,000	材料費
汚物流し	側板	個	17,100	材料費
多目的シート	折りたたみ式 (手摺付)	台	232,000	材料費
着替用ボート	壁・床固定	個	43,700	材料費
オストメイト対応表示板	アクリル製 t=5.0 接着貼 150×150程度	枚	5,260	材料費
可動式手摺	多目的便所用可動手摺 跳上式 S U S 3 0 4 φ 3 4 軟質樹脂皮膜	台	62,500	材工共
トイレ用サイン札	洋式トイレ用サイン札 100×100 アクリル製 t=5.0 インジケーター出力シート 接着貼	枚	9,100	材料費
アスペクト粉塵濃度測定	分析・報告書・サンプリング費用共 測定点4点	式	90,000	材工共
保護衣	保護衣 アスペクト除去作業区分 [△] 3対応	枚	1,050	材料費
保護衣	手袋 アスペクト除去作業区分 [△] 3対応	枚	380	材料費
保護衣	靴カバー アスペクト除去作業区分 [△] 3対応	枚	200	材料費
保護衣	マスク アスペクト除去作業区分 [△] 3対応	枚	3,000	材料費
硬質ウレタンフォーム (現場発泡)	現場発泡吹付 A種1 厚さ35	m ²	1,560	材工共
硬質ウレタンフォーム (現場発泡)	現場発泡吹付 A種1 厚さ25	m ²	1,290	材工共
硬質ウレタンフォーム (現場発泡)	現場発泡吹付 A種1 厚さ45	m ²	1,850	材工共
硬質ウレタンフォーム (現場発泡)	現場発泡吹付 A種1 厚さ50	m ²	1,980	材工共
土間下断熱材敷き	A種 3種b 厚さ30	m ²	810	材料費
土間下断熱材敷き	A種 3種b 厚さ35	m ²	950	材料費
発泡プラスチック保温材	天井 厚さ50 A種 3種b	m ²	1,350	材料費